

四日市市告示第 61 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 公園緑政課において縦覧する。

令和 5年 3月 1日

四日市市長 森 智広

公園名	位置及び区域	面積(m <sup>2</sup> )	供用開始日
采女町1号公園	四日市市采女町字松ノ木 1709 番 14	124m <sup>2</sup>	令和 5年 3月 1日
茂福1号公園	四日市市大字茂福字四五六甲 223 番 23	249m <sup>2</sup>	令和 5年 3月 1日
西富田1号公園	四日市市西富田三丁目 699 番 9	106m <sup>2</sup>	令和 5年 3月 1日

( 都市整備部 公園緑政課 )